



市では収集・処理できないごみ

事業系ごみ

ページID
8721

事業活動に伴って生じた廃棄物は事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。排出事業者の責任のもと、適正に処分してください。

量の多少に関わらず、いずれもごみ集積場に出すことはできません。事業活動とは、会社や工場などの事業所のほか、NPO法人、宗教法人、個人商店、農業などの活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。

処分方法

自身で小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む

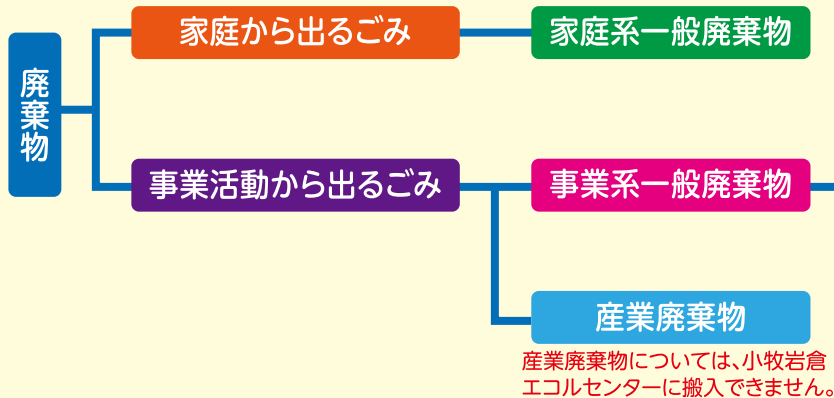


(8ページ参照)

一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼



(33ページ参照)



詳しくは事業系ごみパンフレットをご覧ください。

小牧市役所本庁舎2Fカーボンニュートラル推進課で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。

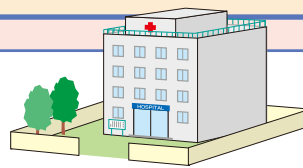


原則 市では収集・処理できないごみ

在宅医療廃棄物

処分方法

- ① 原則、病院、医院、薬局などの指導のもと、入手先にご返却ください。



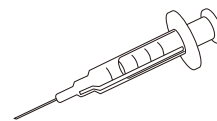
ただし、返却できない場合は、次のとおり排出してください。

- ② 鋭利でないもの
チューブ類、点滴バッグ、CAPDバッグなど



- 燃やすすかないごみ用指定袋(白袋)で、ごみ集積場に排出してください。

- ② 鋭利なもの
注射針など



- 金属製の箱に入れて環境保全課へ持ち込んでください。